

町の税金・保育料・住宅使用料・水道料の

コンビニでの取扱いが始まります。

平成23年4月（平成23年4月から発送する納付書）から全国のコンビニエンスストア（以下、「コンビニ」）で、町の税金や各種料金の納付が可能となり24時間納付が可能となります。

町税・各種料金などの コンビニ収納が可能となります

本町では、生活様式の多様化に対応するため、平成23年4月（平成23年4月から発送する納付書）から、曜日や時間を気にせず、365日・24時間いつでも気軽に町の税金や各種料金の納付ができる、コンビニ収納を開始します。

これまで皆さんが利用していた金融機関や、役場窓口に加えて、全国のコンビニでの納付が可能となります。

一覧（下に記載）にあるコンビニであれば、町内にある店舗はもとより全国各地の店舗でも納付できます。

なお、手数料はかかりません。（た

だし、金額等により、コンビニでお取り扱いできないものがあります。（例：納付書1枚につき30万円を超えるもの等）

コンビニで納付できる 税金や各種料金

コンビニ収納で取扱いのできる税金や各種料金は次のとおりです。

○税金

個人町県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

○各種料金

保育料・住宅使用料・水道料（ただし、水道料は新富町水道事業の給水区域に限る。）

お取扱いできる

コンビニ一覧（順不同）

- エブリワン
- セブン・イレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- イーエム・ピーエム
- くらしハウス
- ココストア
- コミュニティ・ストア
- サークルK
- サンクス
- スパーク北海道
- スリーエイト
- スリーエフ
- 生活彩家
- セイコーマート
- セーブオン
- タイエー
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストアー
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ハセガワストア
- ポプラ
- ミニストップ
- M M K 設置店

その他、詳しいことは

【税金】については、税務課（電話33-6076）

【料金】については次の各担当課へ

- 保育料については、福祉課（電話33-1293）
- 住宅使用料については、都市建設課（電話33-6017）
- 水道料については、水道課（電話33-6046）

